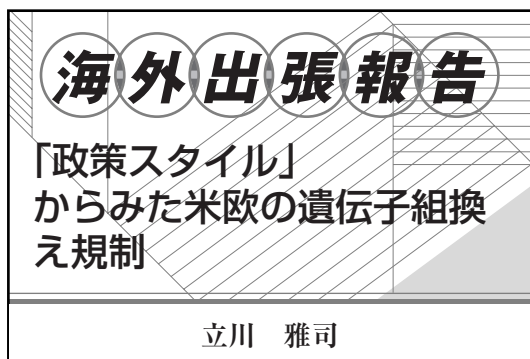




アメリカと欧州における遺伝子組換え(GMO)政策の相違、どこからこの相違が生まれてきたのか、今回の海外出張期間中(4月10日～9月30日)を通じて、考え続けてきたポイントの一つである。この差異が、GMOをめぐるそれぞれの国内政策を左右するだけでなく、国際的な政策議論をも左右していると考えられる以上、この米欧の差異がどのような背景や構造から形成されてきたのか、何らかの見通しを得ておくことは、決定的に重要なステップである。

一般的には、欧州における食品事件から科学への信頼が損なわれたことや、食文化へのこだわりなどからGMOに対して非常に厳しい予防的な姿勢が形成されたという理解があるが、米欧の規制に関する考え方は、1980年代後半には形成されてきたという論考もあり、広く注目されている欧州の食品事件が1990年代後半に発生していることを考えると、別の視点を考慮する必要がある。

今回の調査から得られた暫定的結論は、次のようなものである。すなわち、米欧の相違は1980年代後半時点で、GMOの商業利用という当時予想される事態に対して、政策的にどのように「定義」し、どの省庁に所管させたか(端的に言えば環境関連省庁か、農業関連省庁か)、そして当該担当省庁の持つ政策スタイルの差異が、その後のGMO政策の展開に大きな違いをもたらしたのではないかという点である。特に、省庁間の政策スタイルの差異は、国ごとの差異よりも時に大きいことが観察される。ここでいう政策スタイルとは、政策対応における事前対応重視か事後対応重

視か、政策形成過程における公式性、公開性、市民からのインプット機会の大小、コンセンサス志向の大小など、政策の形成と実施における特徴や組織文化を指している。

欧州では、GMOの商業利用を「環境放出」と捉え、環境総局が主体となって、環境放出に関して新たな法制化(環境放出指令)を進めた。環境総局は、他の農業総局や研究総局よりも、不確実性を強調し慎重な姿勢を示すとともに、新たな法律策定過程を契機として、欧州議会や市民社会からのインプットを積極的に導入していった。結果として、遺伝子組換えという技術に着目した、慎重な規制システムへのルールを敷いたといえよう。

これに対してアメリカでは、GMO商業利用を、既存の製品ごとの規制政策と同列に考え、利用目的に応じた規制を行えるように、1986年に連邦省庁間の調和的枠組みを大統領府主導で作成した。その背景には、競争政策優先の観点から、法律策定に伴う問題の政治化を回避するため、新法導入は行わず、省庁間の分担関係の相互調整で対応しようとするものであった。また環境保護庁の役割は、農薬成分を有するGMOのみに限定するとともに、農務省に対しては、植物病害防除の観点から、ほぼすべてのGMOの審査に関与する権限を付与した。

欧州委員会の中でも、農業総局や研究総局は、1980年代には、こうしたアメリカ型の規制方式を主張していたとの文献もある。ここではEU対アメリカという図式よりも、規制担当省庁間の政策スタイルの差異が決定的な意味を持っていること、また一旦敷かれた規制システムは、途中修正が困難であり、ある意味で自己展開を遂げていくという傾向が、GMO関連政策からも窺える。もちろん、部門ごとの政策スタイルを固定的に考えることはできず、時代とともに変化していくことも考慮すべきである。

付記：本海外出張に関しまして、財政的支援を日米教育委員会(フルブライト研究員プログラム)から頂きましたことを記するとともに、関係各位に対しまして、深謝申し上げます。